入所申し込み後も本誌は大切に保管してください。

令和9年度
教育・保育施設等入所申込案内
（保育所・認定こども園等）

入所の申し込みの際には、次のものを必ずご持参ください。
① 申請書類一式 ② 世帯全員の個人番号カード（マイナンバーカード） ※通知カード・個人番号記載の住民票でも可 ③ 窓口に来る人の本人確認書類

【本人確認書類の例】

いずれか１点で確認	個人番号カード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カードなどの顔写真付きのもの
いずれか２点以上で確認	介護保険被保険者証・国民年金手帳・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当認定通知書など

【兄弟姉妹で同時に入所を申し込む場合の注意点】

入所利用調整（選考）により、希望順位上位では兄弟姉妹が別々の施設となる場合でも、順位を下げれば同じ施設に入所できる場合があります。次の事項を事前にご検討ください。

□ 同じ施設であれば下位希望の施設への入所を希望する。

□ 別々の施設でもそれぞれ上位希望の施設への入所を希望する。

≪問い合わせ先≫

香美市教育委員会　教育振興課　幼保支援係（本庁舎2階3番窓口）
〒782－8501　高知県香美市土佐山田町宝町１－２－１
電話：0887－53－1088（直通）

＜目　次＞

１　申し込みスケジュール	P1
２　教育・保育給付認定	P2～4
３　入所決定までの流れ	P5
４　入所申し込み（保育所・認定こども園（2・3号認定）・地域型保育施設）	P6～7
５　入所申し込み（認定こども園（1号認定）・幼稚園）	P8
６　香美市外施設への入所申し込み（広域入所）	P9
７　利用者負担額（保育料）・副食費について	P10～11
８　食物アレルギーについて（香美市内保育園）	P11
９　入所後の注意事項について	P12
10　入所後の教育・保育給付認定等の変更に必要な手続き	P13
11　施設紹介	P14～17
12　香美市教育・保育施設等一覧	P18～19
13　香美市教育・保育施設位置図	P20
14　香美市内保育施設　離乳食について（0・1歳児）	P21

令和9年度教育・保育施設等のクラス編成

クラス	生年月日
5歳児クラス	令和3年（2021年）4月2日　～　令和4年（2022年）4月1日
4歳児クラス	令和4年（2022年）4月2日　～　令和5年（2023年）4月1日
3歳児クラス	令和5年（2023年）4月2日　～　令和6年（2024年）4月1日
2歳児クラス	令和6年（2024年）4月2日　～　令和7年（2025年）4月1日
1歳児クラス	令和7年（2025年）4月2日　～　令和8年（2026年）4月1日
0歳児クラス	令和8年（2026年）4月2日　～　保育施設により受け入れ開始月齢が異なります。詳しくは、P18～19をご覧ください。

ホームページからもダウンロードできます。

令和9年度入所申込案内

令和9年度入所申込書類

1　申し込みスケジュール

入所申し込みに必要な書類は、P6以降をご確認ください。

4月入所申込

1次募集

【受付期間】令和8年12月1日（火）～令和8年12月11日（金）（土日除く）

【受付時間】午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

※教育振興課幼保支援係のみ12月3日（木）、9日（水）は午後7時まで受付時間を延長します。

【受付場所】香美市教育振興課幼保支援係（本庁舎2階3番窓口）

教育委員会香北分室（香北支所）

教育委員会物部分室（物部支所）

【結果通知】令和9年1月下旬～2月上旬を予定（文書で通知）

※市外施設をご希望される場合は、令和9年2月上旬～3月中旬を予定（文書で通知）

2次募集

【受付期間】令和8年12月14日（月）～令和9年2月26日（金）

（土日祝及び12月29日（火）～12月31日（木）は除く）

【受付時間】午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

【受付場所】香美市教育振興課幼保支援係（本庁舎2階3番窓口）

教育委員会香北分室（香北支所）

教育委員会物部分室（物部支所）

【結果通知】令和9年3月中旬を予定

注意！
1次募集の入所利用調整（選考）後、利用希望施設の定員に空きがない場合は入所保留となります。

5月以降の入所申込

入所日は毎月1日です。

【受付期間】入所希望月の前々月（2か月前）1日～前々月（2か月前）の末日まで

（前々月（2か月前）の末日が土日祝の場合は直前の開庁日が締切日）

入所希望月	申込期限	入所希望月	申込期限
5月	令和9年3月1日（月）～3月31日（水）	11月	令和9年9月1日（水）～9月30日（木）
6月	令和9年4月1日（木）～4月30日（金）	12月	令和9年10月1日（金）～10月29日（金）
7月	令和9年5月6日（木）～5月31日（月）	1月	令和9年11月1日（月）～11月30日（火）
8月	令和9年6月1日（火）～6月30日（水）	2月	令和9年12月1日（水）～12月28日（火）
9月	令和9年7月1日（木）～7月30日（金）	3月	令和10年1月4日（火）～1月31日（月）
10月	令和9年8月2日（月）～8月31日（火）		

【受付時間】午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

【受付場所】香美市教育振興課幼保支援係（本庁舎2階3番窓口）

教育委員会香北分室（香北支所）

教育委員会物部分室（物部支所）

【結果通知】入所希望月の前月12日頃に発送予定（文書で通知）

2　教育・保育給付認定

保育所や認定こども園等の教育・保育施設の利用を希望する場合は、香美市役所に入所を申し込むとともに「教育・保育給付認定」の申請を行い、市から認定を受けることが必要となります。

教育・保育給付認定とは、教育・保育施設を利用する際に、教育・保育の必要性を確認するために行う手続きです。

1　認定区分

お子さんの年齢と保育の必要性に応じて1号から3号の認定区分があり、保育を必要とする事由や、保育必要量を認定します。

保育の必要性を確認できない場合は、保育認定では申し込みできません。

【教育・保育給付認定】

認定区分	対象となる子ども	年齢区分	保育必要量 （教育・保育時間）	保育の必要性
1号認定 （教育認定）	幼児期の教育を希望される子ども	満3歳以上 小学校就学前まで	教育標準時間	不要
2号認定 （保育認定）	保護者の就労や疾病等を理由に、保育を希望される子ども	満3歳以上 3歳の誕生日の前日から小学校就学前まで	保育標準時間	必要
			保育短時間	
3号認定 （保育認定）		満3歳未満 0歳から3歳の誕生日の前々日まで	保育標準時間	
			保育短時間	

※「3号」から「2号」への認定変更は香美市が自動的に行います。

【教育・保育施設の種類】

施設の種類		利用可能年齢 （クラス年齢）	内容
保育所（保育園）		0～5歳児	保護者の就労や疾病等の理由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設
認定こども園		0～5歳児	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設
地域型保育施設	小規模保育施設	0～2歳児	保護者の就労や疾病等の理由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う、定員が19名までの比較的小規模な施設
	事業所内保育施設	0～2歳児	事業所が設置する施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する施設
幼稚園		満3～5歳児	小学校就学前のお子さんを対象に幼児教育を行う施設

※施設により受入可能月齢が異なります。香美市の施設へ入所を希望する方はP18～19をご確認ください。

2　保育を必要とする事由

保育施設を利用するために必要な「保育認定（2号認定・3号認定）」を受けるためには、「保育の必要性」が必要で、保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当し、家庭での保育が困難であることが必要です。

保育を必要とする事由によって、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）や認定の有効期間が異なります。

保育必要量と認定の有効期間の詳細は、次ページをご確認ください。

【保育を必要とする事由】

No.	保育を必要とする事由	保育を必要とする事由の内容
1	就労 （自営業・内職・業務委託を含む。）	1カ月において48時間以上労働することを常態とすること。
2	育児休業	既に保育を利用している児童に、育児休業中も継続利用が必要と認められること。
3	妊娠・出産	妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。 ※出産予定日の6カ月前から出産（予定）日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
4	疾病・障害	病気や負傷、又は心身に障害があること。
5	介護・看護	同居（長期入院等を含む）の親族を常時介護又は看護していること。 ※別居の親族を常時介護・看護していることを理由にしてお子さんの保育ができない場合は、ご相談ください。
6	就学 （職業訓練校などを含む）	学校や職業訓練校に就学していること。
7	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
8	求職活動（起業準備を含む）	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
9	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると認められること。
10	その他	市長が認める前各号に類する状態にあること。

3　保育必要量と認定の有効期間

保育認定（2号認定・3号認定）の場合は、保育を必要とする事由に合わせて保育必要量と認定の有効期間を認定します。保育を必要とする事由ごとに保育必要量と認定の有効期間が決まっており、その有効期間内のみを利用することができます。複数の事由に該当する場合における保育を必要とする事由・保育必要量・認定の有効期間は、保護者の該当する事由のうち、原則として認定の有効期間が短い方を適用します。有効期間は、保育を必要とする事由の変更などにより変更（延長）することができます。

【保育を必要とする事由、保育必要量及び認定の有効期間の関係性】

No.	保育を必要とする事由	保育必要量	認定の有効期間
1	就労	保育標準時間 又は 保育短時間	小学校就学前まで ※有期雇用の方で、雇用契約満了後の更新の予定がない場合は就労証明書に記載のある期間が属する月の末日まで ※退職した場合は、求職活動等へ事由の変更が必要
2	育児休業 ※教育・保育施設を利用中の方に限る	保育短時間	育児休業が終了する日の属する月の末日まで
3	妊娠・出産	保育標準時間 又は 保育短時間	出産予定日の6か月前から、出産（予定）日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
4	疾病・障害	保育標準時間 又は 保育短時間	①診断書の療養期間の終了日が属する月の末日まで 又は ②障害者手帳等の有効期限が属する月の末日まで 又は ③保育を必要とする期間
5	介護・看護	保育標準時間 又は 保育短時間	介護・看護の必要がなくなるまで
6	就学 （職業訓練校などを含む）	保育標準時間 又は 保育短時間	卒業又は修了予定日が属する月の末日まで
7	災害復旧	保育標準時間 又は 保育短時間	復旧に必要な期間
8	求職活動 （起業準備を含む）	保育短時間	効力発生日から90日が経過する日の属する月の末日まで ※「10　その他」の事由として、1回に限り3か月延長が可能
9	虐待・DV	保育標準時間 又は 保育短時間	保育を必要とする期間
10	その他	保育標準時間 又は 保育短時間	市長が認める期間

3　入所決定までの流れ

入所決定までの流れは以下のとおりです。4月入所・5月～3月入所ともに流れは同じです。

施設見学
（希望者のみ）

施設の見学を希望する方は、事前に希望施設へお問い合わせください。
※市外施設を希望する場合、事前に施設見学が必要な場合がありますのでご注意ください。

入所申込

施設の概要や保育方針、保育料以外の費用などをご確認にうえお申し込みください。
入所申し込みの日程⇒P1、提出に必要な書類⇒P6以降をご確認ください。

注意！
・選考により入所利用調整をします。
・虚偽の申請をした場合は、入所決定が取り消されます。

入所利用調整

保育認定（2・3号認定）を受ける方で、受け入れ可能人数以上の申し込みがあった場合は、選考基準を基に入所利用調整（選考）を行い、優先度の高い方から入所が決定します。
※希望施設に入所できない場合は入所保留となりますので、提出書類の「教育・保育施設等入所申込書」に通園可能で入所する意思のある施設をできるだけ多くご記入ください。

結果通知

入所利用調整（選考）の結果（入所決定・入所保留）は、文書で通知します。

注意！
・入所保留の場合、初回のみ保留通知書を発行します。保留通知書が初回以外に必要な場合は、書類の提出が必要になりますので幼保支援係までお声がけください。
・日を遡って保留通知書を発行することはできません。
・入所を辞退する場合は「教育・保育施設等入所辞退届書」を提出してください。

面接

入所が決定した施設でお子さんと一緒に面接を行ってください。
※面接日等は入所決定の通知文書と一緒にお届けします。

入所

利用開始当初の「ならし保育」は香美市内保育園では1～2週間実施をします。
※ならし保育の期間は施設により異なります。
※ご都合により、ならし保育の実施が難しい場合は、面接時に施設にご相談ください。

保育料等の通知

年度当初の保育料等の通知は、4月上旬に発送予定です。
※途中入所の場合は、入所希望月の前月12日頃に発送予定です。未転入の方は転入後に発送します。

心身において特別な配慮が必要なお子さん、発育・発達面や疾患等により集団生活の中で特別な支援が必要なお子さんについて ～　入所決定までの流れ　～

事前相談

幼保支援係へ入所希望する旨を申し出てください。

入所申込

日常生活に関する聞き取り／病状等調査
必要に応じて、かかりつけ医からの意見書の提出及びかかりつけ医へ聞き取りを行います。

入所利用調整

受入れ可能性の検討をし、選考基準を基に入所選考を行います。
※調整がつかない場合、入所が保留になることがあります。

職員の調整

※調整がつかない場合、入所が保留になることがあります。

入所決定・利用開始

4　入所申し込み（保育所・認定こども園（2・3号認定）・地域型保育施設）

1　入所要件

保育所・認定こども園（2・3号認定）・地域型保育施設に入所するには、次の要件を満たす必要があります。

① 香美市に実際に住居し、住民登録をしている児童であること。
（転入予定で申し込む場合は、入所開始月の前月末日までに香美市に住民登録が必要です。）

② 保護者に保育を必要とする事由があること。

③ 入所希望月に、入所可能月齢が達していること。
※4月入所に限り、出生前のお子さんも申し込みができます。母子健康手帳の写しを添付してください。
但し、実際に生まれた月が出産（分娩）予定日より後になった場合は、入所できない場合があります。

2　提出書類

申し込みに必要な書類

① 全ての世帯で必要となる書類 ＋ ② 世帯の状況に応じて必要となる書類 ＋ ③ 保育を必要とする事由を証明する書類

※ひとり親世帯・同居の在宅障害児（者）がいる世帯が対象です。

※父母いずれもが必要です。

① 全ての世帯で必要となる書類

必要な書類	必要部数
□施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）	お子さん1人につき1部
□施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）に係る個人番号提供書	世帯で1部
□世帯全員の個人番号カード（マイナンバーカード） □窓口に来る人の本人確認書類	
□教育・保育施設等入所申込書 ※通園可能な施設で入所する意思のある施設をできる限り多く記入してください。	お子さん1人につき1部
□家庭状況調査票	世帯で1部
□児童健康状況表	お子さん1人につき1部
□保育利用時間申請書（香美市内の施設を入所希望の方のみ） ※施設により利用できる時間が異なりますので、ご注意ください。	世帯で1部

② 世帯の状況に応じて必要となる書類

必要な書類	添付書類	対象者
□利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書	児童扶養手当証書等の写し	ひとり親世帯
	身体障害者手帳等の写し	同居の在宅障害児（者）がいる世帯 ※生計を同一にしている方に限る

※利用者負担額（保育料）・副食費が第2階層、第3階層及び第4階層の一部で、ひとり親世帯又は入所児童と同居の在宅障害児（者）がいる世帯は、利用者負担額等が軽減されます。該当する場合はご提出ください。

③ 保育を必要とする事由を証明する書類

2人以上の手続きを同時にする場合は、弟妹児の書類は省略可能です。
その際は、上のお子さんの申請書に添付してください。

父母の状況（保育を必要とする事由）			提出が必要な書類	補足説明
就労	会社等に勤務	就労中 就労予定	□就労証明書	就労（復職）予定の方で、新規入所される場合は、入所日の翌月14日までの就労（復職）が必要です。また、就労（復職）後1ヶ月以内に再度就労証明書の提出が必要です。
		育休明け	□就労証明書 ※復職予定日の記載が必要	
	自営業主 内　職 業務委託		□就労証明書 ＋ □職業の証明ができるもの	職業の証明は、次のいずれか1つの写しの提出が必要です。 給与明細、業務契約書、所得税・住民税の申告関係書類（直近の確定申告書、青色申告決算書等）等 自営業初年度の方は、営業許可証、開業届等
妊娠・出産			□母子健康手帳の写し 又は □出産予定日が明記された書類の写し	母子健康手帳は、表紙と出産（分娩）予定日を記入したページの写しが必要です。
疾病・障害			□診断書（香美市の様式） 又は □身体障害者手帳等の写し	診断書は、日常の保育ができないこと及びその期間が明記されていることが必要です。 身体障害者手帳等は日常生活活動が著しく制限される障害があり保育することが困難なことが確認できる必要があります。
看護・介護			□介護・看護状況申立書 ＋ □診断書（香美市の様式） □身体障害者手帳等の写し □介護保険証の写し のいずれか1点	申立書には看護・介護を受ける方の看護又は介護等が必要なことが明記されていることが必要です。
災害復旧			□災害復旧申立書 ＋ □り災証明書	
就学（職業訓練校などを含む）			□就学（就学予定）申立書 ＋ □学生証の写し又は在学証明書の写し ＋ □就学日数及び就学時間の分かるものの写し（時間割表・カリキュラム表等）	在学期間又は受講期間が分かる書類が必要です。 時間割表やカリキュラム表等の写しは、就学時間の分かる書類が必要です。
求職活動（起業準備を含む）			□求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書	
虐待、DV			□配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等	
その他			□市長が必要と認める書類（事由による）	

※入所希望月からの保育を必要とする事由の証明書類を提出してください。
※書類は教育振興課幼保支援係（本庁舎2階3番窓口）にありますので、必要な方はお申し出ください。

就労証明書について
お勤め先（会社等）によっては、就労証明書の作成に1週間以上の日数を要する場合がありますので、お早めに準備を始めるようにお願いします。また、就労証明書は、証明日から3か月以内のものをご提出ください。

５　入所申し込み（認定こども園（１号認定）・幼稚園）

１　認定こども園・幼稚園の１号認定について

　認定こども園・幼稚園の１号認定を希望する方は、施設に直接入所申し込みを行い、施設から内定をもらう必要があります。施設から内定をもらった後に、教育振興課幼保支援係へ書類を提出してください。
　施設への申し込み期間については、各施設にご確認ください。

２　入所要件

認定こども園（１号認定）・幼稚園に入所するには、次の要件を満たす必要があります。
①　香美市に実際に住居し、住民登録をしている児童であること。
　　（転入予定で申し込む場合は、入所開始月の前月末日までに香美市に住民登録が必要です。）
②　入所希望月に、入所可能月齢が達していること。（満３～５歳児）

３　提出書類

①　全ての世帯で必要となる書類

必要な書類	必要部数
□設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）	お子さん１人につき１部
□施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）に係る個人番号提供書	世帯で１部
□世帯全員の個人番号カード（マイナンバーカード） □窓口に来る人の本人確認書類	
□教育・保育施設等入所申込書	お子さん１人につき１部
□児童健康状況表	お子さん１人につき１部

②　世帯の状況に応じて必要となる書類

必要な書類	添付書類	対象者
□利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書	児童扶養手当証書等の写し	ひとり親世帯
	身体障害者手帳等の写し	同居の在宅障害児（者）がいる世帯 ※生計を同一にしている方に限る

※利用者負担額（保育料）・副食費が第2階層、第3階層及び第4階層の一部で、ひとり親世帯又は入所児童と同居の在宅障害児（者）がいる世帯は、利用者負担額等が軽減されます。該当する場合はご提出ください。

４　預かり保育の無償化について

　１号認定（教育認定）で入所希望の方の中で、保育の必要性がある方は、預かり保育料が無償化の対象となる場合があります。希望される場合は、入所申し込みに追加して施設等利用給付認定申請が必要です。
※詳細は教育振興課幼保支援係までお問い合わせください。

【施設等利用給付認定】

認定区分	保育の必要性	クラス年齢	上限
新2号	あり	3歳～5歳	月額12，300円
新3号	あり	満3歳児 ※非課税世帯のみ	月額17，700円

６　香美市外施設への入所申し込み（広域入所）

香美市在住の児童が、香美市外施設への入所を申し込む場合、香美市で受付をします。保育認定（2・3号認定）で入所を希望する場合は、受付後、施設所在地の市町村に入所の可否について協議をします。

申し込み前に以下の点を事前に確認をしてください。	
□希望する施設へ広域入所が可能であるか。	※広域入所を受け付けていない施設があります。
□希望の保育施設に空きがあるか。	※空きがない場合でも申し込みはできます。
□希望する施設が入所前に施設の見学等が必要であるか。	※事前に見学等が必要な場合は、見学等を終えて申し込みをしてください。
□希望する施設に入園金等があるか。	

１　入所要件及び提出書類

入所の要件及び提出書類は、以下のページをご確認ください。
2・3号認定　⇒　P6～7
1号認定　　⇒　P8
※広域入所については、住民登録がある市町村又は転入予定の市町村で申し込みが必要です。
　香美市の施設へ市外から入所希望される場合は、住所地の市町村で申し込みをお願いします。

２　申し込み

申し込みに必要な書類（2・3号認定⇒P6～7、1号認定⇒P8）をご準備のうえ、受付期間内に香美市教育振興課幼保支援係へ提出してください。
※希望する施設所在地の市町村により、受付期間が異なる場合がありますので、申し込み前に教育振興課幼保支援係までお問い合わせください。

３　入所決定までの流れ

【例：4月入所の場合】

12月上旬	入所申し込み
	⇩
12月中旬	香美市から施設所在地の市町村に入所の可否について協議
	⇩
2月～3月	施設所在地の市町村が香美市に入所の可否について回答
	⇩
2月～3月	入所承認書等を送付
	⇩
	入所が決定した施設で面接
	⇩
	入所

≪注意事項≫
・施設所在地の市町村の児童が優先して入所するため、希望施設に入所できない場合があります。
・複数の市町村の施設を同時に入所希望する場合、重複して内定となることがあります。その際は、原則として申し込み希望順位が高い施設に入所決定します。
・4月入所では、香美市の施設を第2希望以降とする場合は、香美市の施設は香美市の2次募集での選考となります。
・4月入所で高知市の施設を希望される場合は、結果通知が3月になる予定です。

7　利用者負担額（保育料）・副食費について

利用者負担額（保育料）又は副食費は、保護者等の扶養義務者に負担していただきます。
0歳～2歳児クラスの市区町村民税非課税世帯および3歳～5歳児クラスの保育料は無償化の対象です。
（注）年度途中で誕生日を迎えて3歳になった場合、無償化の対象となるのは次の4月1日以降です。但し、認定こども園と幼稚園の1号認定（教育認定）の児童については満3歳の誕生日の翌月から無償化の対象になります。

【保護者の負担となるもの】

認定区分	2・3号認定 （保育認定）	2号認定 （保育認定）	1号認定 （教育認定）
クラス年齢	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス	満3～5歳児クラス
利用者負担額 （保育料）	徴収あり ※世帯の市区町村民税の課税状況によって決定	無償（無料）	
副食費	徴収なし ※保育料の一部に含まれる	徴収あり ※世帯の市区町村民税の課税状況によって決定 ※私立施設・市外施設は各施設が金額を決定	

※利用者負担額（保育料）及び副食費の金額につきましては、別紙「令和9年度香美市保育料等利用者負担基準額表」及び「令和9年度香美市副食費徴収対象者表（予定）」をご覧ください。

1　利用者負担額（保育料）・副食費の決定

利用者負担額（保育料）と副食費は、申込児童の属する世帯の市区町村民税の課税状況により決定します。

利用期間	算定基準となる税	算定対象者	決定通知時期
令和9年4月 ～令和9年8月	令和8年度市区町村民税額（令和7年中の所得に対し課税された市区町村民税）	申込児童の父母 ※申込児童の祖父母の全額も合算される場合があります。	令和9年4月上旬
令和9年9月 ～令和10年3月	令和9年度市区町村民税額（令和8年中の所得に対し課税された市区町村民税）		令和9年9月上旬

※算定基準となる課税年度の変更により、利用者負担額（保育料）・副食費が変わる場合があります。
※詳細は、別紙「令和9年度香美市保育料等利用者負担基準額表」及び「令和9年度香美市副食費徴収対象者表（予定）」をご覧ください。
※課税情報が確認できない場合は、利用者負担額（保育料）が最高額又は副食費が免除対象外となります。
※利用者負担額（保育料）・副食費の基礎となる市区町村民税額については、次の税額控除等は適用されません。
寄附金税額控除／外国税額控除／住宅借入金等特別税額控除／配当控除等

2　利用者負担額（保育料）・副食費の支払い方法について

【利用者負担額（保育料）・副食費の支払い】

	香美市公立保育園	私立保育所（市外含む）	市外公立保育所	認定こども園等
利用者負担額 （保育料）	香美市に支払い	香美市に支払い	利用施設が所在する市町村に支払い	利用施設に支払い
副食費		利用施設に支払い	利用施設に支払い	

※香美市公立保育園の利用者負担額（保育料）・副食費と私立保育所（ひまわり保育園等）の利用者負担額（保育料）は口座振替又は納付書払いでお支払いいただけます。
※三育ほっとハウス、土佐山田幼稚園、香美市外の認定こども園等へ入所される方は、施設へお問い合わせください。

３　利用者負担額（保育料）の軽減について

（1）市区町村民税課税区分による利用者負担額（保育料）軽減

生活保護世帯及び市区町村民税非課税世帯は「無料」となります。

（2）多子世帯にかかる利用者負担額（保育料）軽減【同時入所】

同一世帯において小学校就学前児童が保育所等を同時に利用する場合、2子目は「半額」、3子目以降は「無料」となります。

※兄・姉が幼稚園等（新制度に移行していない幼稚園のほか、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通園部、児童デイサービスを利用している場合を含みます。ただし、受給者証を有していることが必要です。）に通っている場合は、幼稚園等の在園証明を提出していただく必要がありますので、該当の場合はお知らせください。

（3）多子世帯にかかる利用者負担額（保育料）軽減 【その他】

①申請年度の4月1日時点で18歳に満たないお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降は「無料」となります。
※年度ごとに申請書の提出が必要です。
②生計を一にする（※）兄・姉がいる場合で、市区町村民税所得割額が 57,700 円未満世帯の2子目は「半額」となります。
※生計を一にするとは、必ずしも同居を要件とするものではありません。現にご一緒にお住まいである場合のほか、常に生活費、学資金等の送金をしている場合には生計を一にするとみなすことがあります。

（4）ひとり親家庭・障害者家庭等の利用者負担額（保育料）軽減

市区町村民税所得割が 77,101 円未満世帯について、1子目は「階層区分に応じて軽減」、2子目以降は「無料」となります。
※年度ごとに軽減認定のための申立書の提出が必要です。

◎副食費の軽減について

【徴収免除対象者】

2号認定 （保育認定）	①年収360万円未満相当世帯 ②ひとり親家庭・障害者家庭等で市区町村民税所得割が 77,101 円未満の世帯 ③保育所等に同時入所している最年長のお子さんを1子目とカウントした時の、3子目以降のお子さん
1号認定 （教育認定）	①市区町村民税所得割が 77,101 円未満の世帯 ②小学校 3 年生以下のお子さんを1子目とカウントした時の、3子目以降のお子さん

８　食物アレルギーについて（香美市内保育園）

保育園の給食では、現在保護者のご理解やご協力をいただきながら、保育園との話し合いにより原因の食品の除去を基本とした対応をしています。

食物アレルギー児への対応は、命にも関わることで、除去することは重要ですが、アレルギーの原因となる食品は、子どもの成長の上で大切な卵、牛乳・乳製品などの食品であることが多く、医師の指示に従って慎重に対応することが必要だと考えています。

そのため、食物アレルギーをお持ちのお子さんについては、原則、生活管理指導表の提出をお願いします。

入所後についても、成長等を考慮し1年に1度、生活管理指導表の提出をお願いしております。

９　入所後の注意事項について

１　保育を必要とする事由や認定内容・家庭状況の変更について

教育・保育給付認定の有効期間は、保育を必要とする事由によって異なり、保育を必要とする事由ごとに定められている有効期間までとなります。

認定の有効期間が満了する場合は、保育の実施の解除（退園）となりますので、引き続き保育施設の利用を希望される場合は、有効期間が切れるまでに教育・保育給付認定の変更の手続きを行ってください。（有効期間の満了前に事前に有効期間が切れることを文書で通知します。）

また、家庭状況や、教育・保育給付認定の内容（保育を必要とする事由・保育必要量等）などに変更がある場合は、速やかに必要な手続きを行ってください。

教育・保育給付認定等の変更に必要な書類は、次ページでご確認ください。

２　家庭状況調査について

教育・保育給付認定を受けている児童を対象に、年１回「家庭状況調査票」を提出していただきます。

この調査は、保育を必要とする状況を届け出てもらい、現在の家庭状況や保育の必要性を確認するためのものです。

３　転園について（利用する施設の変更）

入所後、転園を希望される場合は、転園を希望する月の前々月１日から前々月末日（土日祝の場合は前平日）までに「教育・保育施設等転園申込書」を提出してください。

※２・３号認定（保育認定）の場合は、新規申し込みの方と同時に入所利用調整（選考）を行いますので、利用調整の結果によっては転園できない場合があります。

※「教育・保育施設等転園申込書」は、一度提出すれば令和１０年３月入所分まで有効です。

※転園が決定した場合は、原則、元の施設には戻ることができませんのでご注意ください。

※令和９年度中の転園を希望しなくなった場合は、速やかに「教育・保育施設等転園申込取下届」を提出してください。

４　退園について

家庭の事情等により退園する場合は、「教育・保育施設等退所届」及び「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定証返還届」を提出してください。

※退園することが分かり次第、教育振興課幼保支援係にご連絡ください。

※月途中に退園される場合でも、その月までの利用者負担額（保育料）又は副食費を完納してください。

５　市外への転出について

香美市から市外に転出する場合は、転出日の属する月の末日（転出日が１日の場合は、前月の末日）までの利用になります。事前に「教育・保育施設等退所届」及び「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定証返還届」を提出してください。

また、転出先の市町村で教育・保育給付認定の申請と入所の申し込みが必要です。市町村によって申し込みの締切日や必要書類等が異なりますので、お早めに転出先の市町村へお問い合わせください。

10　入所後の教育・保育給付認定等の変更に必要な手続き

転職や退職等で「保育を必要とする事由」に変更が生じた場合や、家庭の状況に変更があった場合は、下の表に定める書類を準備し、教育振興課幼保支援係へ変更の申請・届出を行ってください。

※香美市内の保育園を利用されている方は、通園中の保育園へご提出していただいてかまいません。

月の途中で変更があった場合、変更後の内容での適用は、原則として事実発生日又は変更届の提出日のいずれか遅い方の翌月１日からとなります。（一部の変更を除く）

<table>
<tr><th colspan="2">主な変更の内容</th><th>必要書類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">就労</td><td>就職・転職する場合</td><td>□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」
※保育を必要とする事由又は保育必要量が変わる方のみ
□新しい勤務先の「就労証明書」</td></tr>
<tr><td>自営業を開始する場合</td><td>□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」
※保育を必要とする事由又は保育必要量が変わる方のみ
□「就労証明書」
□職業の証明ができる添付書類（営業許可証・開業届等）</td></tr>
<tr><td>育児休業から復帰する場合</td><td>□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」
※保育を必要とする事由又は保育必要量が変わる方のみ
□「就労証明書」（育児休業期間と復職日の記載が必要）</td></tr>
<tr><td colspan="2">退職する場合
求職活動をする場合</td><td>□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」
□「求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書」
※保育を利用できる期間は、退職日から 90 日を経過する日が属する月の末日までです。</td></tr>
<tr><td colspan="2">妊娠した・出産した場合</td><td>□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」
□母子健康手帳の写し、出産予定日が明記された書類の写しのいずれか1つ
※母子健康手帳は表紙と出産（分娩）予定日を記入したページの写しが必要
※既に出産されている場合は、上記の写しの提出は不要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">育児休業を取得又は延長する場合</td><td>□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」
□「就労証明書」（育児休業期間と復職日の記載が必要）
※保育を利用できる期間は、育児休業が終了する日が属する月の末日までです。</td></tr>
<tr><td colspan="2">疾病にかかった場合</td><td>□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」
□「診断書」（香美市の様式）</td></tr>
<tr><td colspan="2">障害者手帳が交付された場合</td><td>□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」
□身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写しのいずれか1つ</td></tr>
<tr><td colspan="2">親族の介護・看護をする場合</td><td>□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」
□「介護・看護状況申立書」
□「診断書」（香美市の様式）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険証の写しのいずれか１つ</td></tr>
<tr><td colspan="2">就学する場合
（職業訓練を含む）</td><td>□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」
□「就学（就学予定）申立書」　□学生証のコピー又は在学証明書
□就学日数及び就学時間の分かるもの（時間割表・カリキュラム表等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害復旧に従事する場合</td><td>□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）」
□「災害復旧申立書」 □り災証明書</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育施設の利用時間を変更する場合</td><td>□「保育利用時間申請書」
※香美市内の施設のみ必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">子どもや保護者の氏名を変更した場合</td><td rowspan="3">□「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請内容変更届」</td></tr>
<tr><td colspan="2">保護者が婚姻・離婚した場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">香美市内で転居する場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">香美市外に転出する場合</td><td rowspan="2">□「教育・保育施設等退所届」
□「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定証返還届」</td></tr>
<tr><td colspan="2">退園する場合</td></tr>
</table>

※上記以外にも追加で書類の提出をお願いすることがあります。

11　施設紹介

【公立保育園】　香美市立保育園の概要

（なかよし保育園・あけぼの保育園・片地保育園・新改保育園・美良布保育園・大栃保育園）

＜保育方針＞

保育園では、健康状態の観察、個別検査、自由遊び（音楽・リズム・絵画・お話・自然観察・社会観察・集団遊び等を含む）、お昼寝、健康診断、給食等の保育内容により児童の健全育成を図るようそれぞれ目標を定めて保育しています。

＜保育期＞

第1保育期　:4月5日～　8月31日
第2保育期　:9月1日～12月28日
第3保育期　:1月4日～　3月31日

新規児童は、原則、入園式の翌日からの実施となります。
4月5日の入園式終了後の保育はありません。

＜休園日＞

日曜日　・　国民の祝日　・　12月29日から12月31日まで

※台風や豪雨等に伴い、香美市に暴風警報が発令された場合またはレベル3「警報」以上が発表された場合は臨時休園です。通常の保育時間内に警報が解除された後は、保育の受け入れを行います。

※災害その他急迫の事情があるときは、臨時休園する場合があります。

＜おかまい保育＞

職員総合研修の日（年2回　:6月・1月の土曜日（予定））と、12月25日の土曜日はできるだけご家庭での保育にご協力をお願いし、ご家庭で保育できない児童のみをお預かりしています。

＜年間保育内容＞　※保育園により若干異なります。

4月	入園式・進級式、家庭訪問、健康診断（内科）
5月	こいのぼり運動会、健康診断（歯科）、尿検査
6月	芋植え
7月	プール開き、七夕、夏まつり
8月	プール大会
9月	お月見会、健康診断（内科・歯科）
10月	運動会、芋掘り、遠足
11月	バザー
12月	クリスマス会
1月	凧揚げ大会、こままわし大会
2月	節分、縄跳び大会
3月	ひな祭り会、お別れ遠足（運動会）、絵画展、卒園式



月例保育等には、誕生会、避難訓練、身体測定、園外保育があります。

＜土曜日保育について＞

土曜日に行事を行った場合、行事後に保育は行いません。

＜一日の過ごし方＞



乳児：受入・視診～自由遊び～おやつ～課業～昼食～お昼寝～おやつ～降園
幼児：受入・視診～自由遊び～課業～昼食～お昼寝～おやつ～降園

＜給食・おやつ＞

・身体の基礎となる食事の内容は特に配慮し、個々の発育に沿って進めています。
・乳児は完全給食です。幼児は主食のみ家庭から持参してきてください。
・副食・おやつは月～金曜日。土曜日は、1日保育実施園については平常通り、半日保育実施園についてはうどんやパン等の軽食となります。

＜保護者会の有無＞　全園あり

【私立保育園】　社会福祉法人芳公会：ひまわり保育園の概要



＜保育方針＞

1. 子どもが健康安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る保育
2. 豊かな人間性を持った子どもに育てる保育
3. 子どもの健康と安全を基本にして、家庭と連携しながら共に育ちあう保育
4. 地域とのつながりを大切にし、子育てに関する温かい支援など公的施設としての社会的役割を果たす保育

＜年間保育内容＞　令和8年度（R8.9.1現在）

4月	入園式	10月	親子うんどう会、お芋掘り、健康診断（内科・歯科）
5月	親子遠足、尿検査、食育（玉ねぎ収穫）	11月	大規模地震引渡し訓練（降園時保護者参加型）、食育（実演調理）
6月	健康診断（内科・歯科）、保育参観日（給食試食あり）	12月	クリスマス会、クラス写真撮影、総合消防訓練（消防署立会）
7月	プール開き、七夕、食育（野菜の収穫）	1月	お正月あそび
8月	夏のあそび（水あそび、プールあそび）	2月	節分、保育参観日（給食試食あり）食育（実演調理）
9月	総合消防訓練、夏のあそび、食育（わかめ戻し）、給食試食会	3月	ひなまつり、おわかれ遠足、卒園式、新入園児面接

※ 月例保育等には、誕生日会、避難訓練、身体測定、園外保育、給食展示があります。
※ 健康診断　嘱託医：おひさまこどもクリニック木村先生　　嘱託歯科医：八井田歯科医院八井田先生
※ 一年を通し、食育活動を行っています。野菜栽培、わかめ戻し、ホットケーキやカレーやさつま芋茶巾絞りなど実演調理見学など

＜一日の過ごし方＞

0歳児：受入～検温～あそび～間食～あそび～昼食・歯みがき・うがい～午睡～間食～あそび～降園
1・2歳児：受入～自由あそび～間食～あそび～昼食・歯みがき・うがい～午睡～間食～あそび～降園

＜土曜日保育について＞

土曜日は、お家の方がお休みの場合は、ご家庭で過ごしていただくようにお願いしております。

＜休園日＞

日曜日、祝祭日、年末年始12月29日～1月3日

＜保護者会の有無＞　有 り

＜職員の状況　（令和8年9月1日現在）＞

園長１人、主任保育士１人、副主任保育士１人、保育士13人、短時間勤務保育士1人
看護師１人、栄養士１人、調理師１人、事務１人、保育支援2人

ひまわり保育園
ホームページ

＜給食について＞

・自園調理、完全給食です。アレルギー対応（除去・代替食）食も提供しています。
・身体の基礎となる食事内容は特に配慮し、離乳食から個々の発達にそって進め、おやつも手作りを心がけています。
・食育活動を通し、食への関心、感謝、興味を育んでいます。芋掘り、実演調理見学など季節に応じ実施しています。
・随時、食への日々のお悩みや相談ごとを栄養士が受け付けています。

＜その他＞

・入園時には、慣らし保育のご協力をお願いしています。
・歯磨きは1歳から、仕上げみがきまでしています。
・園児さん一人ひとりに、個人アルバムを製作し3月にお渡ししています。



【私立小規模保育事業所】　社会福祉法人芳公会：三育ほっとハウスの概要

＜保育方針＞

1. 子どもが健康安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、個性を認めてもらいながら、十分活動ができるようにすることにより、健やかな心身の発達を図る保育
2. 豊かな心をもった子どもを育てる保育
3. 家庭との連携を密にして共に育ちあう保育をし、保護者の共感を得て養育力の向上を支援する保育

＜三育（徳育・知育・体育）の三本柱＞

◎徳育（人格教育）＝“ありがとう”“ごめんなさい”が素直に言える子どもを育成し、社会性を身につける保育
◎知育（知的教育）＝与えられた知性を最大限に生かしながら、遊びの中で自ら思考し行動する能力を育成する保育
◎体育（健康教育）＝正しい生活習慣と食習慣を身につけ、心と体の健康を維持する保育



＜休園日＞

日曜日、祝祭日、年末年始12月29日～1月3日

＜年間保育内容＞

4月	チューリップ誕生日会・玉ねぎの収穫（在園児）	10月	アンパンマン誕生日会、健康診断（内科・歯科）
5月	こいのぼり誕生日会	11月	もみじ誕生日会
6月	健康診断（内科・歯科）、ケロちゃん誕生日会	12月	クリスマス誕生日会
7月	水・泥・砂あそび、七夕誕生日会	1月	お正月あそび、雪だるま誕生日会
8月	水・プールあそび、おひさま誕生日会	2月	節分誕生日会
9月	お月見誕生日会、お芋ほり	3月	ひな祭り誕生日会／玉ねぎの収穫（卒園児）

※月例保育等には、避難訓練、身体測定、園外保育があります。
※毎月の誕生日会では、お誕生日の子どもの興味や関心のあるものをアレンジし、催し物にして楽しんでいます。
（ご馳走は、一人ひとりにワンプレートランチにして盛り付けしています。）

＜土曜日保育について＞

土曜日はお家の方がお休みの場合は、ご家庭で子どもさんと一緒に過ごしていただくようにお願いしています。

＜一日の過ごし方＞

0歳児 ： 受入～検温～自由あそび～間食～あそび～昼食～午睡～間食～自由あそび～降園
1・2歳児 ： 受入～自由あそび～間食～園庭あそび～昼食～午睡～自由あそび～降園

＜職員の状況 （令和8年9月1日現在）＞

園長1人、保育士6人（内、常勤2人・非常勤4人）、栄養士1人（非常勤調理師1人）

＜保護者会の有無＞　無 し

＜その他＞

・小規模保育ならではの家庭的な雰囲気の中で、一人ひとりの子どもに寄り添った保育をしています。
・異年齢どうし、関わり過ごすことで、年下児への愛情も育まれていきます。
・ご協力いただける方のみ、原則ならし保育をお願いしています。
・身体の基礎となる食事内容は特に配慮し、離乳食から個々の発達に沿って進め、日々、園児さんの状態に見合った食事を提供しています。
・手作りおやつを心がけています。
・園庭の畑にて菜園活動を行い、生育を間近で観察し、収穫した野菜を使い、おやつを作り食育に繋げています。
・園児さん一人ひとりに、個人アルバムを手作りして3月にお渡ししています。
・「園だより」「クラスだより」発行。
・保護者の希望があれば、いつでも保育参観ができます。
・同法人のひまわり保育園と連携を図っています。
・同法人のひまわり保育園と同様に、「おむつ代完全無料化」を令和9年度（2027年4月）より始めます。

三育ほっとハウス
ホームページ

【私立幼稚園型認定こども園】学校法人土佐山田幼稚園：土佐山田幼稚園の概要

＜教育・保育方針＞

教育テーマ　　いのちゆたかに

豊かな人生の原点である幼児期を命豊かに生きる

① ＜健康な心とからだ＞　自ら健康で安全な生活をつくりだす力を養います。
② ＜自立心の芽生え＞　他の人と親しみ支えあって生活するために人と関わる力を養います。
③ ＜感動体験＞　自然や社会の事象などの身近な環境に積極的に関わり、豊かな感性を育みます。
④ ＜コミュニケーション能力＞経験したことや考えたことなどを話し、相手の話す言葉を聞く力を養います。
⑤ ＜豊かな感性＞　感じたことや考えたことを表現する意欲及び創造性を豊かにします。

＜年間行事＞

4月	入園・進級式　親子遠足
5月	参観週間　米の苗植え
6月	プール開き
7月	夕涼み会　お楽しみ保育（年長）　プール参観週間
9月	敬老会
10月	運動会　お買い物ごっこ　ハロウィン　稲刈り（年長）
11月	徒歩遠足　バザー　マーチングフェスティバル参加（年長）　秋の防火運動（年長）
12月	表現発表会
1月	凧あげ
2月	豆まき　レストランごっこ　作品展
3月	おわかれフェスティバル　春の火災予防運動（年長）　卒園式　お別れ遠足（年長）

※月例保育等には、誕生会、避難訓練、身体測定、園外保育があります。

＜一日の過ごし方＞

2歳～5歳　（午前）朝のお預かり～登園（室内遊び戸外遊び）～各クラスで活動～昼食
（午後）戸外あそび・午睡（2歳、3歳のみ）～お片付け～おやつ～降園活動～降園～夕方のお預かり
※　適時、水分補給

＜休園日＞

1号：土日祝日・春夏冬休み・行事振替休日（長期休暇中は預かり保育有）
2・3号：日祝日・年末年始休み・行事振替休日
（家庭保育協力日：盆休み・入園式前の2日間）

＜保護者会の有無＞　　有り

＜職員の状況　（令和8年9月1日現在）＞

土佐山田幼稚園：園長1人、主任教諭1人、教諭7人、保育補助3人、事務1人
第二土佐山田幼稚園：園長1人、主任教諭1人、教諭12人、保育補助7人、事務1人

＜その他＞

・ホームページを開設しています。入園時等にかかる費用も掲載しておりますので、ご確認ください。
・週1回ボランティアさんの絵本読み聞かせがあります。
・園庭開放を行っています。
・専門講師による指導が保育中にあります。
　＊音楽であそぼう
　＊英語あそび
　＊運動あそび
　＊硬筆（4歳、5歳）
　＊数あそび（5歳）
　＊器楽（日本太鼓、マーチング）

土佐山田幼稚園
ホームページ

※　令和9年度より、土佐山田幼稚園と第二土佐山田幼稚園は統合により土佐山田幼稚園のみとなる予定です。
（但し9年度の保育場所は現在の第二土佐山田幼稚園の場所となります。）

12 香美市教育・保育施設等一覧

【保育園】

	施設名 住所 電話	入所年齢	定員	開設時間	保育利用可能時間 保育標準時間 保育短時間	備考
公立	なかよし保育園 住所：土佐山田町山田 1150 番地1 電話：0887-53-1006	生後2か月 ～ 5歳	200	（平日） 7：30～18：30 （土曜日） 7：30～18：30	7：30～18：30 8：30～16：30	0歳から2歳児クラスの土曜日保育は12：30まで
	あけぼの保育園 住所：土佐山田町 432 番地4 電話：0887-57-2137	生後2か月 ～ 5歳	210	（平日） 7：00～19：00 （土曜日） 7：00～19：00	7：00～19：00 8：30～16：30	7：00～7：29と18：31～19：00は1枠月額500円の時間外料金が発生 （保育料がかかる方のみ）
	片地保育園 住所：土佐山田町神母ノ木 253 番地 電話：0887-53-2301	生後6か月 ～ 5歳	60	（平日） 7：30～18：30 （土曜日） 7：30～12：30	7：30～18：30 8：30～16：30	
	新改保育園 住所：土佐山田町須江 27 番地1 電話：0887-53-3872	生後6か月 ～ 5歳	65	（平日） 7：30～18：30 （土曜日） 7：30～12：30	7：30～18：30 8：30～16：30	
	美良布保育園 住所：香北町美良布 1085 番地 電話：0887-59-3070	生後2か月 ～ 5歳	145	（平日） 7：30～18：30 （土曜日） 7：30～18：30	7：30～18：30 8：30～16：30	
	大栃保育園 住所：物部町大栃 2033 番地 電話：0887-58-2408	生後6か月 ～ 5歳	60	（平日） 7：30～18：30 （土曜日） 7：30～12：30	7：30～18：30 8：30～16：30	
私立	社会福祉法人　芳公会 ひまわり保育園 住所：土佐山田町 842 番地 電話：0887-53-4334	産休明け ～ 2歳	80	（平日） 7：00～18：30 （土曜日） 7：00～18：30	7：00～18：30 8：30～16：30	2歳児クラスまでの施設

注意事項

※申し込み状況によっては、休園又はクラスを実施しない場合があります。

※入所年齢は令和9年4月1日現在の年齢です。

※保育標準時間の利用時間は、就労証明書等に書かれた時間に見合った範囲での利用になります。

※保育標準認定の方でも、就労時間や勤務日により早めのお迎えが可能な時は、8：30～16：30の利用をお願いします。

※土曜日は就労等でご家庭での保育ができない場合のみ利用が可能です。止むを得ない理由で、急遽土曜日保育が必要となった場合には、事前に施設にお申し出ください。

※勤務先・勤務時間の変更等により、施設利用時間の変更を希望される場合は、「就労証明書」等の勤務時間等の変更が分かる証明とともに「保育利用時間申請書」を再提出してください。

【小規模保育施設】

	施設名 住所 電話	入所年齢	定員	開設時間	保育利用可能時間 保育標準時間 保育短時間	備考
私立	社会福祉法人　芳公会 三育ほっとハウス 住所：土佐山田町西本町5丁目134番地 電話：0887-53-5178	産休明け ～ 2歳	16	（平日） 7:30～18:30 （土曜日） 7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30	2歳児クラスまでの施設

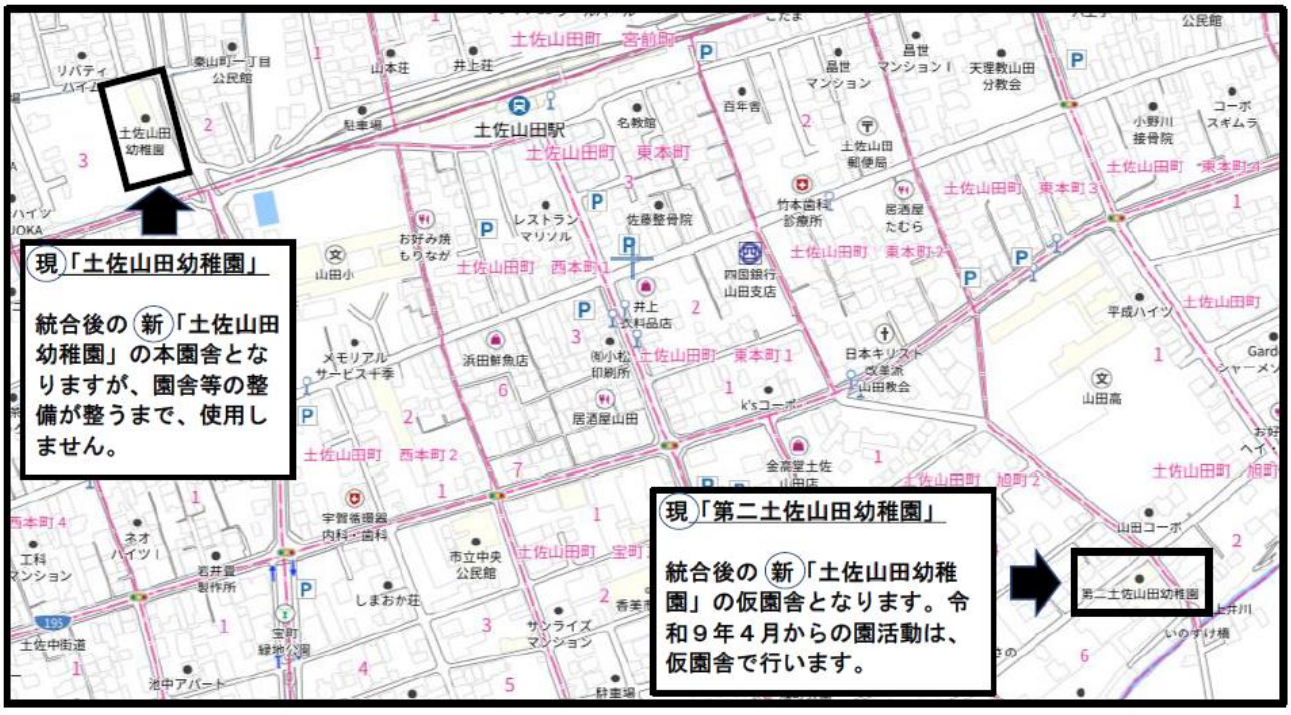
※三育ほっとハウスを希望の方の保育利用時間は、施設が認める時間になります。

【認定こども園】

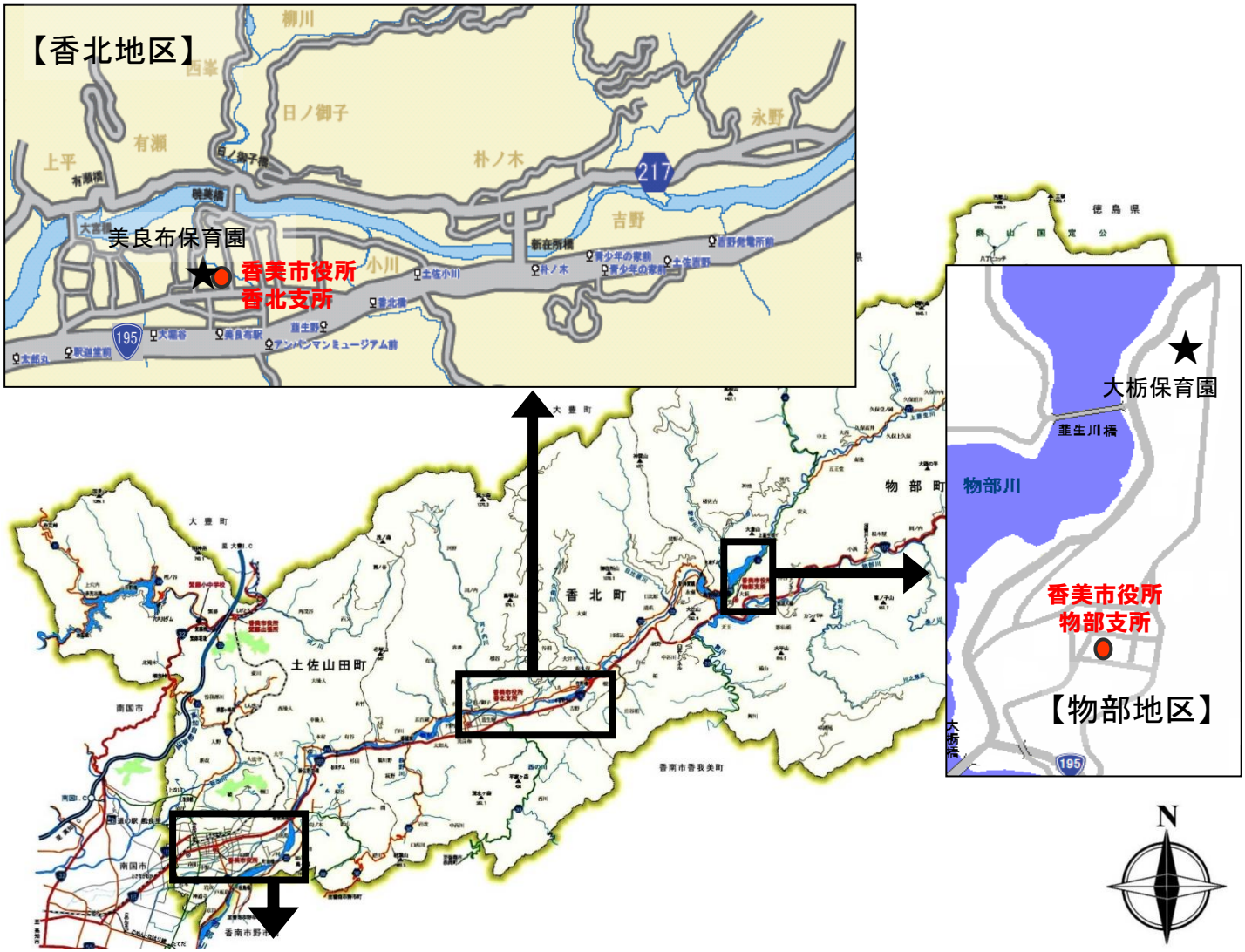
	施設名 住所 電話	入所年齢	定員	開設時間	保育利用可能時間 保育標準時間 保育短時間 教育標準時間	備考
私立	学校法人　土佐山田幼稚園 土佐山田幼稚園 （本園舎（令和９年４月～）） 住所：土佐山田町秦山町１丁目48番地３ （仮園舎（令和９年４月～）） 住所：土佐山田町旭町２丁目６番12号 電話：0887-53-4797 詳細につきましては、下記地図をご覧ください。	2歳 ～ 5歳	120	（平日） 7:30～18:30 （土曜日） 8:00～13:00	7:30～18:30 8:30～16:30 9:00～15:00	満３歳より１号認定（教育認定）を希望することが可能です。 １号認定（教育認定）を希望される場合は、施設へ直接申込が必要です。

※ (新) 土佐山田幼稚園を希望の方の保育利用時間は、施設が認める時間になります。

※来年度から (現) 土佐山田幼稚園と (現) 第二土佐山田幼稚園が統合して、(新) 土佐山田幼稚園になります。詳細につきましては、(現) 第二土佐山田幼稚園（0887-53-4797）にお問い合わせください。



13　香美市教育・保育施設位置図





14　香美市内保育施設　離乳食について（0・1歳児）

香美市内の保育園では、安全に給食を提供していくために、入園までの間に、離乳食に使用する食材をご家庭でおためし頂いています。下記に記載している食材は、保育園で提供する献立に使用されている食材です。昨今、アレルギーのお子さんも増えておりますので、下記の表を参考にしながら、ご家庭での離乳食の食材のおためしにご協力をお願いいたします。（※入園決定後に、離乳食の進み具合を保育園から確認させていただきます。）

☆香美市立保育園では、食物アレルギーの診断がある場合、医師の指示に基づき『アレルギー除去食』として対応しています。食材の未摂取による除去食には対応できませんので、ご了承ください。

離乳食の食材のおためしの進め方

① 子どもさんの状態に合わせて、生後5～6か月頃から離乳食を開始します。
（最初の食材は、1 日 1 回、白粥1さじから。少しずつ母乳やミルク以外の食べ物に慣れていき、飲み込むこと（ゴックン）を覚えていく時期です。）

② 新しい食材は、必ず【1 日 1 食材】のおためしとします。
（アレルギー反応が出た場合に、どの食材によるものか特定ができなくなるため）

③ 1日目は、1さじから始め、問題がなければ2日目2さじ、3日目3さじと連続してすすめます。
★おためし食材を食べさせた日は、機嫌や皮膚、便の様子などの観察をお願いします。

☆重要☆　保育園でのミルクは【明治ほほえみ】を使用します。離乳食にも使用しますので、必ず複数回、ご家庭でのおためしをお願いします。

1. 離乳食の初期～後期に家庭でおためしを実施する27品目（ベビーフードでの食経験でも OK です。）

＜進め方の目安＞（個人差があります）

初期	1回食	5か月	・白粥・じゃがいも・さつまいも・人参・玉ねぎ・かぼちゃ・大根 ・ほうれん草・小松菜・白菜・キャベツ
	2回食	6か月	・ブロッコリー・きゅうり・トマト・コーン　★りんご　★バナナ ・絹ごし豆腐・白身魚　☆プレーンヨーグルト ★小麦（食パン・うどん・そうめん等の小麦を原料としたもの）
中期	2回食	7～8か月	・海藻類（青のり・わかめ等）・しらす ★オレンジ　★鶏肉（鶏ささみ）　★赤身魚（ツナ水煮等）
後期	3回食	9～11か月	・きのこ類

2. 完了食に向けて家庭でおためしを実施する13品目

★牛肉　★豚肉　★さば　★さけ　★えび　★ごま　★ゼラチン
★もも（缶詰）★全卵　☆マヨネーズ　☆チーズ　・パイナップル
★飲用牛乳（飲用牛乳は 1 歳のお誕生日以降におためししてください）

★☆食材は、アレルギー特定原材料28品目に指定されている、含まれている食材です。

1 歳を過ぎたら、お子さんの状態に合わせて完了食に移行し、だんだんと幼児食に近づいていきます。

【　香美市教育振興課　幼保支援係　0887-53-1088　】